

6. 自治体の取組状況等

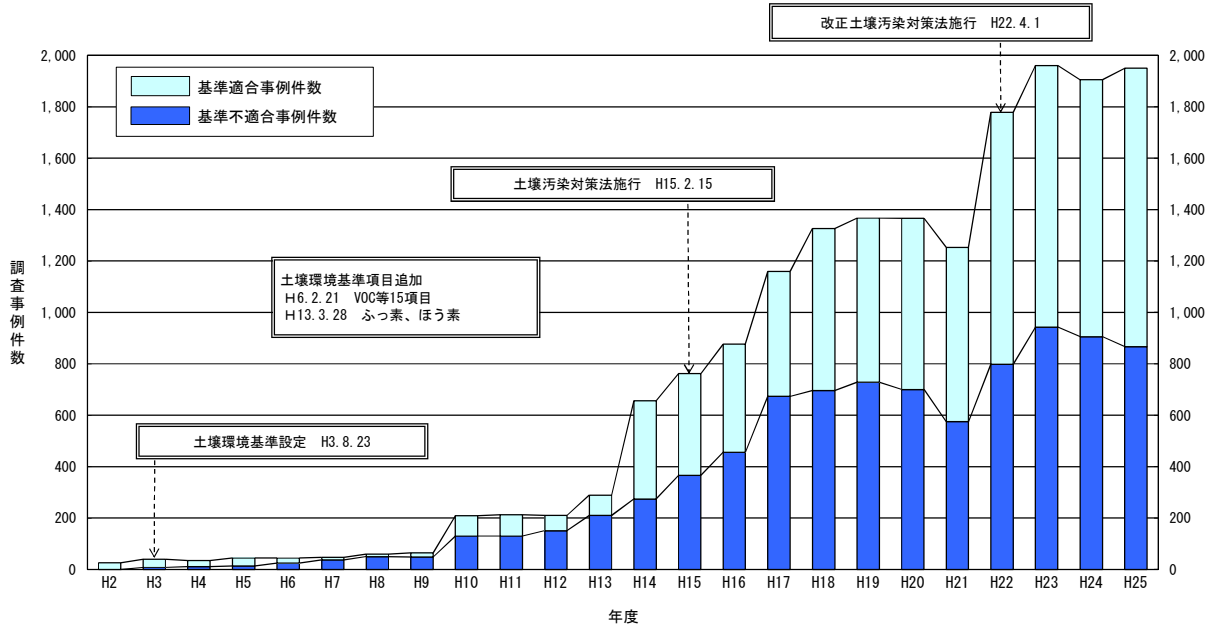
6.1 法対象外の事例を含めた調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「調査事例」と呼び、「調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「不適合事例」と呼ぶ。「調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査・測定事例も含まれる。

6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

平成 25 年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染事例の累計は、調査事例が 17,808 件、基準不適合事例が 8,795 件であった。年度別の調査事例件数を図 6-1 に示す。平成 25 年度における調査事例件数は 1,949 件、うち法対象事例件数は 687 件であった。調査事例のうち基準不適合事例件数は 867 件、うち法対象事例件数は 479 件であった。



年度 件数	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2
調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26

年度 件数	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
調査事例	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762	877	1,159	1,326	1,367
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90	164	185	265	244
不適合事例	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366	456	673	696	728
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21	43	48	77	81

年度 件数	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
調査事例	1,366	1,253	1,778	1,961	1,905	1,950	17,809
うち法対象	240	299	519	685	689	688	4,068
不適合事例	700	575	798	943	906	867	8,795
うち法対象	71	94	275	468	487	479	2,144

- 注 1) 各年度の集計基準は以下の通り。
「調査事例」は、法に基づく事例は土壌汚染状況調査の結果報告が都道府県知事（政令市長）にあった年度で整理し、法に基づかない事例は調査結果が判明した年度で整理している。
- 注 2) 法に基づく調査事例は、旧法施行規則附則第 2 条（経過措置）の適用件数を含む。

図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

6.3 特定有害物質別基準不適合事例数

平成 25 年度の基準不適合事例及び平成 3 年度から平成 25 年度までの基準不適合事例について、特定有害物質別の報告件数を表 6-1、図 6-2 及び図 6-3 に示す。VOC では「トリクロロエチレン」、「ベンゼン」、「テトラクロロエチレン」の順に、重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。また、累計では、VOC では「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に基準不適合が多かった。

表 6-1 特定有害物質別の基準不適合事例数

(件数：複数回答有)

	特定有害物質																									
	VOC (第一種)					重金属等 (第二種)										農薬等 (第三種)										
	四塩化炭素	一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	有機りん化合物
H25	7	6	27	50	5	7	55	10	5	66	60	33	126	63	90	3	29	510	293	348	58	3	2	2	5	2
累計	78	98	260	754	37	135	915	164	76	1,048	849	230	1,213	601	733	17	289	4,470	2,442	2,608	503	19	19	16	82	18

注 1) 1 件の事例で複数の物質について不適合であるものがある。
 注 2) 累計は土壌環境基準設定以降、平成 25 年度末までの件数である。

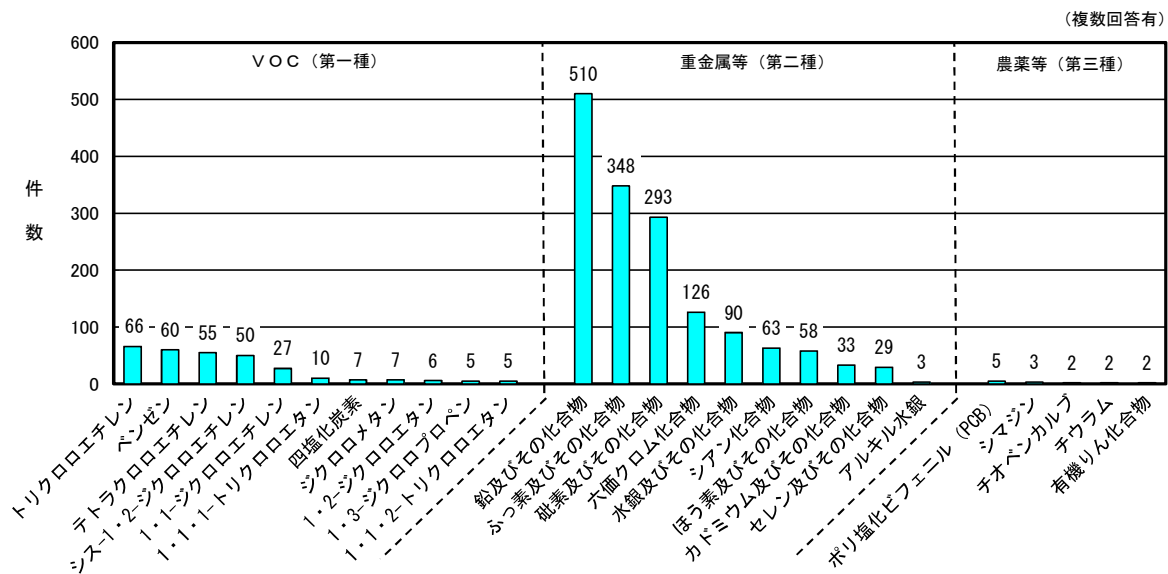


図 6-2 特定有害物質別の基準不適合事例数 (平成 25 年度)

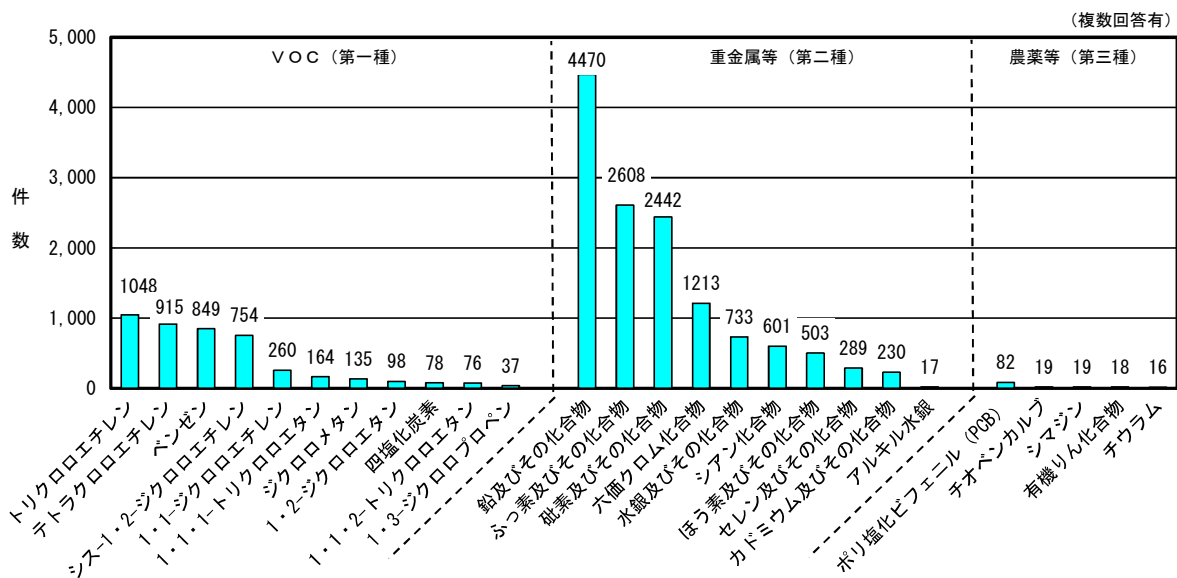


図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例数 (累計)

6.4 建設発生土等の土壌汚染の把握状況

土壌汚染対策法が改正された平成 22 年 4 月以降に、自治体が建設発生土等の土壌汚染を把握した事例を表 6-2 に示す。自治体が建設発生土等の土壌汚染を把握した事例 28 件 (16 自治体) のうち、条例に基づき汚染を把握した事例は 11 件、建設工事段階及び自主的な調査で把握した事例は 17 件であった。17 件については、法に準拠して対応がなされていた。

表 6-2 自治体が建設発生土等の土壤汚染を把握した事例

自治体	事例数	内 容	対 応
A	1	着工後の自主調査で基準不適合が確認された。土壤汚染対策法に準じ土壤を運搬・処理するよう施工者に指導することで対応した。	法準拠
B	2	①区画整理事業地内で汚染が判明、市の条例に基づき対応した。 ②区画整理事業地内で汚染が判明、土壤汚染対策法に準じて対応するよう指導をした。	①条例 ②法準拠
C	1	法対象外案件において、搬出土壤の受入れ先の調査で鉛による汚染が発覚。その後、当該地は土壤汚染対策法に準じた土壤調査を実施したが、基準超過は確認されなかった。	法準拠
D	3	①公共事業等により発生した建設発生土で埋め立てられている残土処分場の土壤を盛土材として利用するため土壤調査を実施したところ、砒素を検出。条例に基づき、土砂の搬出を行った事業者に対して指導。 ②道路工事着工前に土壤調査を実施したところ砒素を検出。学識経験者等による検討委員会において、意見を聞き処理を実施。 ③橋脚工事に伴って発生した掘削土について建設事業者が、土壤調査を実施したところ砒素を検出。学識経験者等による検討委員会において、意見を聞き処理を実施。	①条例 ②法準拠 ③法準拠
E	2	①当該地で積上げられた土砂が崩落し、地域住民の要望により、土壤調査を実施したところ、砒素による土壤環境基準超過を確認した。その後、周辺への影響を確認するため、下流水路の水質について継続監視しており、異常値は認められていない。 ②上記崩落地周辺の土砂搬入地についても、地域住民の要望により同様に調査を実施したところ、砒素による土壤環境基準超過を確認した。その後、周辺への影響を確認するため、下流水路等の水質について測定したところ、異常値は認められなかった。	法準拠
F	1	土砂埋立完了の届出を受け、条例に基づく土壤検査を行ったところ、ふっ素及びセレンについて、基準超過があった。条例に基づき事業者を指導し、基準不適合土壤を撤去し、新たな土砂を搬入した。	条例
G	1	トンネル工事に伴う岩盤の仮置き土砂を事業者が検査したところ、基準値を超える重金属が検出された。岩盤であるが、土壤汚染対策法に準ずるとともに、条例に基づいた対応を指導した。	条例
H	1	残土処分に係る相談があり、残土の検査結果を確認したところ、土壤溶出量基準超過が確認された。基準不適合土壤については、土壤汚染対策法に準じて汚染土壤処理業者に処理を委託するよう指導した。	法準拠
I	1	行政の収去検査により基準不適合が発覚。条例に基づき対応後、文書により、事業者へ指導を行った。	条例
J	5	①立入検査時に、事前届出が無かった土砂の搬入があったことから、条例に基づき撤去指導し、撤去後の状況を確認するため、行政側で表土を分析した際に基準値超過が判明。再度、撤去指導を行った。 ②完了検査時に、事業者が行う土砂分析において、基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、条例に基づき撤去指導を行った。 ③完了検査時に、事業者が行う土砂分析に合わせて、行政側においても、土砂分析を行った際に基準値超過があった。汚染範囲を調査させた上で、条例に基づき撤去指導を行った。 ④終了検査時に、事業者の行う土砂分析に合わせて、行政側においても、土砂分析を行った際に基準値超過があったため、条例に基づき是正指導を行った。 ⑤条例に基づき、立入検査時に採取した土砂について、行政側が分析した一か所について基準値超過があったため、再度、分析を行った。再度、採取し分析した結果、基準値超過は無かった。	条例
K	1	道路工事に伴い搬出した土砂について、自主調査を実施したところ鉛の溶出基準の超過が判明した。土壤汚染対策法に準ずる対応を指導。	法準拠
L	3	事業者の自主的な土壤調査で基準不適合が判明した。土壤汚染対策法に準じて処理施設への搬出処分を指導・実施した。	法準拠
M	1	高速道路のトンネルの建設工事の着手にあたり、施工会社の方針で自主的な事前調査により判明。土壤汚染対策法に準じて対応している。	法準拠
N	3	新規道路建設に伴う事前調査により、砒素を含んだ土壤が掘削されることが判明。溶出量基準を超える土壤を、遮水工封じ込め、盛土または最終処分場へ搬出予定。また、建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壤への対応マニュアル（暫定版）に準じて対応している。	法準拠
O	1	農地の嵩上げを目的とした土砂埋立て地の隣接水路で、住民が独自に水質調査を実施した結果、鉛が検出されたことを受け、当該土砂埋立て地において土壤調査を実施した結果、シアン等が検出された。条例に基づき対応している。	条例
P	1	土壤受入れ先の依頼で搬出予定土壤を分析したところ、砒素及びふっ素の基準値を超過した旨を事業者より報告を受けた。土壤汚染対策法に基づく区域の指定はしていないが、場外への土壤搬出にあたっては法に準じた取扱いを求めている。	法準拠

6.5 条例等の制定状況

1) 都道府県・政令市における条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況及び土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を内容に含む条例等の制定状況について以下に示す。

土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等を制定していると回答のあった 104 自治体における内容を表 6-3 に示す。条例等の内容は「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 60 件で最も多かった。また「④その他の土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容について、表 6-4 に示す。

表 6-3 都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

	都道府県・政令市における条例、要綱、指導指針等										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの	—	—	—	26	29	30	33	25	25	25	25
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	5	7	7	5	5	5	5	5	5	7	7
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	21	22	18	19	19	21	23	20	18	19	19
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	16	16	17	18	17	17	19	19	18	19	20
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	10	15	17	21	21	21	25	24	25	25	25
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	6	5	6	8	8	15	22	37	44	43
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	32	37	40	41	42	45	52	56	58	58	60
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	42	43	44	45	46	48	51	52	53	55
条例、要綱、指導指針等を制定している都道府県・政令市	61	68	72	73	76	80	84	93	103	104	104

注) ⑦は P. 60 に示す都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

都道府県・政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)

北海道	北海道公害防止条例	⑧	
岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	①③④⑦	
	岩手県土壌汚染対策指針	⑤	
宮城県	汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱	⑥	
山形県	山形県生活環境の保全等に関する条例	①④⑦⑧	
	<u>山形県汚染土壌等の処理に関する指導要綱</u>	⑥	新規
福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例	④⑤	
茨城県	茨城県生活環境の保全等に関する条例	④	
栃木県	栃木県生活環境の保全等に関する条例	⑧	改正
	栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
群馬県	群馬県の生活環境を保全する条例	①⑤⑦⑧	
埼玉県	埼玉県生活環境保全条例	①⑤⑦⑧	
千葉県	千葉県環境保全条例	⑧	
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①⑤⑦⑧	
	東京都土壌汚染対策指針	⑤	
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①②③④⑤⑥⑧	改正
新潟県	新潟県生活環境の保全等に関する条例	①③⑦⑧	
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	⑦	
福井県	福井県公害防止条例	⑧	
山梨県	工場等における地下水汚染防止対策指導指針	⑧	
長野県	長野県公害防止に関する条例	⑧	
岐阜県	岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱	③⑤⑦⑧	改正
静岡県	静岡県生活環境の保全等に関する条例	⑧	
愛知県	県民の生活環境の保全等に関する条例	①③⑤⑥⑦⑧	
	愛知県土壌汚染等対策指針	⑤	
三重県	三重県生活環境の保全に関する条例	①③⑤	
滋賀県	滋賀県公害防止条例	①⑦	
京都府	京都府環境を守り育てる条例	⑧	
大阪府	大阪府生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑦⑧	
	大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針	③④⑤	
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	⑧	
奈良県	生活環境保全条例	⑧	
和歌山県	和歌山県公害防止条例	⑧	
鳥取県	鳥取県公害防止条例	⑧	
島根県	島根県汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
岡山県	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	③⑧	
	岡山県汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑥	改正
広島県	広島県生活環境の保全等に関する条例	①⑦⑧	
徳島県	徳島県生活環境保全条例	②③⑤⑦⑧	
香川県	香川県生活環境の保全に関する条例	①③⑦⑧	
愛媛県	愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥	
福岡県	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	福岡県土壌汚染対策指導要綱	④	
宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	⑧	
沖縄県	沖縄県生活環境保全条例	④	
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	⑧	
旭川市	旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱	⑥	
青森市	青森市土壌汚染対策法第4条第1項の届出に係る添付書類等を定める要領	④	
八戸市	八戸市公害防止条例	⑦⑧	
	八戸市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
山形市	山形市汚染土壌の処理に関する指導要綱	⑥	
いわき市	いわき市土壌汚染要措置区域等に係る台帳等の閲覧に関する事務処理要領	④	

水戸市	水戸市公害防止条例	⑧	
宇都宮市	宇都宮市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥	
前橋市	土壌及び地下水汚染対策要綱	④	
高崎市	高崎市公害防止条例	⑧	
太田市	太田市土壌汚染対策法関係施行要領	④	改正
	太田市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱	⑥	
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	①⑤⑦	
川越市	汚染土壌処理業の許可に関する手続を定める要綱	⑥	新規
草加市	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	①⑦	
越谷市	越谷市汚染土壌処理業の許可申請の手続等に関する要綱	⑥	
千葉市	千葉市環境基本条例	⑧	
	千葉市環境保全条例	⑧	
	千葉市土壌汚染対策指導要綱	①⑤⑦	
市川市	市川市環境保全条例	①③⑤⑦⑧	
	市川市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱	⑥⑧	
船橋市	船橋市環境保全条例	⑧	
柏市	柏市環境保全条例	⑧	
市原市	市原市生活環境保全条例	⑧	
	市原市民の環境をまもる基本条例	⑧	
八王子市	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
町田市	町田市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱	⑥	
横浜市	横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱	①⑦	
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	①②③⑤⑥⑦⑧	
	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	⑥	
	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針	⑧	
川崎市	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	①②⑤⑧	
	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱	⑥	
	汚染土壌処理施設等専門家会議要綱	⑥	
横須賀市	横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例	①⑧	
新潟市	新潟市生活環境の保全等に関する条例	⑧	
金沢市	金沢市環境保全条例	④	
福井市	福井市公害防止条例	⑧	
長野市	長野市公害防止条例	①③⑤	
岐阜市	岐阜市地下水保全条例	③⑦⑧	
浜松市	浜松市土壌・地下水汚染対策に関する要綱	①②③④⑦⑧	
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	①⑤⑦⑧	
	土壌汚染等対策指針	⑤	
	土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
	名古屋市汚染土壌浄化施設の認定手続に関する要綱	⑥	
	名古屋市汚染土壌処理業許可等申請手数料条例	⑥	
豊橋市	豊橋市汚染土壌処理業に関する指導要綱	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	⑥	
	豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	⑥	
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例	④⑤⑦	
一宮市	一宮市土壌汚染対策法に係る事務処理要綱	⑤	
春日井市	春日井市土壌汚染対策法施行細則	④	
	春日井市生活環境の保全に関する条例	①	
	春日井市土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針	③	
豊田市	豊田市土壌汚染対策法施行要綱	④	
京都市	京都市汚染土壌処理業の許可に係る手続等に関する要綱	⑥	
大阪市	大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
堺市	堺市汚染土壌処理業の許可の申請に係る協議等に関する要綱	⑥	
吹田市	吹田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
高槻市	高槻市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
枚方市	枚方市公害防止条例	⑧	改正
	枚方市汚染土壌処理業の許可申請に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱	⑥	

茨木市	茨木市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
八尾市	八尾市公害防止条例	⑧
東大阪市	東大阪市生活環境保全等に関する条例	⑧
	東大阪市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥
姫路市	姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
尼崎市	尼崎市の環境を守る条例	⑧
	工場跡地に関する取扱要綱	④
	尼崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
加古川市	加古川市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥
岡山市	岡山市汚染土壌の処理に係る指導要綱	⑤⑥
倉敷市	倉敷市汚染土壌処理に関する指導要綱	⑥
福山市	汚染土壌処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱	⑥
北九州市	北九州市土壌汚染対策指導要領	②③
佐世保市	佐世保市環境保全条例	⑧
熊本市	熊本市土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要綱	④⑧
	熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱	④⑧
宮崎市	宮崎市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥

- ① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

表 6-4 「④その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの」の内容

岩手県	操業時においても、定期的な土壌又は地下水の調査と基準を超過した場合の報告を義務付け。
山形県	有害物質使用特定事業場（一部除外規定有）に対し、年1回以上、地下水または土壌の測定を義務化。また、汚染判明時には、知事への報告、措置の実施を行わせる。
福島県	土壌汚染対策法が適用されない汚染土壌の適正な処分を確保するため、汚染土壌の処理基準等を規定。
茨城県	特定の有害物質を使用する施設の届出と土壌及び地下水の汚染防止のための構造基準、定期点検義務、汚染時の対応、違反に対する処分等を定めている。
神奈川県	要措置区域等や汚染が判明している特定有害物質使用地において、土地の区画形質を変更する場合、周辺住民等への周知を義務付け。
大阪府	自主調査及び自主措置（以下「自主調査等」という。）の実施に関する基本的な事項を規定し、適切で、かつ客観性がある自主調査等が実施され、及びその結果が適切に活用されることを目的とする。
福岡県	法に定めのない届出（様式）等について規定した要綱。
沖縄県	特定有害物質等取扱施設における有害物質管理状況の点検の結果、有害物質が土壌に飛散等し、人の健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合は、土壌汚染の有無及び当該汚染の原因等に係る調査を実施することを規定。
青森市	法第4条第1項の届出対象地について、人為的汚染のおそれの有無を判断するための規定。
いわき市	指定区域及び有害物質使用特定施設に係る情報の管理及び閲覧などを規定。
前橋市	水質測定計画に基づく調査や事業者からの報告によって判明した汚染についての対策要綱。
太田市	一定の規模以上の土地の形質変更届に関する添付書類を規定。
金沢市	有害物質等の適正管理による未然防止。 ・有害物質使用特定施設を廃止した土地及び土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認められる土地について、行政による立入調査及び指導。 ・土壌汚染の指導基準として、溶出基準、含有量基準、全量基準（カドミウム、総水銀、鉛、ヒ素）を設定。
浜松市	汚染の除去等の措置の計画の提出および完了の報告を規定。法第6条第1項第1号に定める基準に適合しない場合の地下水の測定。
岡崎市	有害物質使用特定施設（土壌汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。）に係る工場又は事業場を設置している者において、建物等の除却時の調査及び土地の売却時の調査を規定。
春日井市	土壌汚染状況調査の報告期限の延長を申請する際の申請の様式を規定。調査の猶予を受けた土地について、土地の所有者等に対して毎年4月30日までに同月1日現在の当該土地の利用状況の報告を義務付け。
豊田市	事業者への各種通知の様式・土地の利用状況の報告を規定。
尼崎市	工場跡地等の用途転換・再開発等の際に事業者により土地の履歴、有害物質使用の状況等を報告することを規定。
熊本市	法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地所有者に年1回、土地利用状況報告の提出を規定し、また法に定めのない届出の様式を規定した要綱。未然防止のために施設の構造基準等を定めた指導要綱。

都道府県・政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)

茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
群馬県	<u>群馬県土砂等による埋立等の規制に関する条例</u>
埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例
京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例
徳島県	徳島県生活環境保全条例
香川県	香川県みどり豊かであるおいのある県土づくり条例
愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例
秋田市	秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱
水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例
宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
川崎市	川崎市土砂のたい積等の規制に関する条例
熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例
所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例
千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例
市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例
富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例
大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

2) 政令市以外の条例等の制定状況

都道府県・政令市における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況および土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図ることも内容とする条例等の制定状況について以下に示す。

政令市以外で条例、要綱、指導指針等を制定している 307 自治体における内容を表 6-5 に示す。条例等の内容は、「汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの」が 229 件で最も多かった。

表 6-5 政令市以外の市区町村における土壌汚染の調査・対策、未然防止等に関する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(件数：複数回答有)

	政令市以外における条例、要綱、指導指針等										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
① 法で定める調査契機他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乗せの基準を設けているもの	—	2	4	4	4	6	7	7	8	8	9
② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの	—	1	0	0	0	2	2	3	3	3	3
③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの	—	2	3	4	4	4	4	3	2	2	2
④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うためのもの	—	1	2	3	1	1	4	6	6	6	6
⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	3	1	2	2	5	5	4	4	6	5
⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの	—	0	1	0	0	1	2	2	11	14	15
⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの	—	170	159	155	171	185	197	185	210	223	229
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	—	29	22	36	39	40	44	48	48	51	72
条例、要綱、指導指針等を制定している政令市以外の市町村	—	204	192	194	211	224	233	237	265	298	307

注) ⑦は P. 65 及び P. 66 に示す政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等を含む。

**政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等
(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)**

北海道	帯広市公害防止条例	⑧		
	苫小牧市公害防止条例	⑧		
	江別市公害防止条例	⑧		
	登別市公害防止条例	⑧		
	恵庭市公害防止条例	⑧		
	伊達市公害防止条例	⑧		
	石狩市公害防止条例	⑧		
	北斗市公害防止条例	⑧		
	福島町公害防止条例	⑧		
	長万部町公害防止条例	⑧		
	倶知安町環境基本条例	⑧		
	余市町公害防止条例	⑧		
	中富良野町生活環境保全条例	⑧		
	下川町環境保全条例	⑧		
	遠軽町環境基本条例	⑧		
	豊浦町公害防止条例	⑧		
	洞爺湖町公害防止条例	⑧		
	安平町環境基本条例	⑧		
	音更町公害防止条例	⑧		
	芽室町公害防止条例	⑧		
	幕別町公害防止条例	⑧		
	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例	⑧		
	標津町公害防止条例	⑧		
	新十津川町環境基本条例	⑧		
	別海町公害防止条例	⑧		
	遠軽町環境保全条例	①		
	中頓別町環境基本条例	⑧		
	美しい東川の風景を守り育てる条例	⑧		
	秋田県	大館市環境保全条例	④⑦	
		大館市土壌搬入協議要綱	④	
東京都	大田区土壌汚染防止指導要綱	①②⑤		
	大田区土壌汚染防止指導要綱施行要領	⑤		
	板橋区土壌汚染調査・処理要綱	①⑤		
	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	④		
	西東京市工場・指定作業場が自主的に行う土壌汚染調査等に係る事務取扱指針	③		
	江東区マンション等の建設に関する条例	①		
	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例	①		
	荒川区市街地整備指導要綱	①		
	足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本指針	④		
	足立区土壌汚染対応検討会議設置要綱	④		
	<u>檜原村環境保全条例</u>	⑧	新規	
	<u>柏崎市環境基本条例</u>	⑧	新規	
<u>柏崎市公害防止条例</u>	⑧	新規		
<u>新発田市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>小千谷市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>十日町市住みよい環境づくり条例</u>	⑧	新規		
<u>見附市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>燕市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>糸魚川市環境基本条例</u>	⑧	新規		
<u>妙高市環境基本条例</u>	⑧	新規		

	<u>妙高市公害防止条例</u>	⑧	新規
	<u>妙高市宅地開発等指導要綱</u>	⑧	新規
	<u>五泉市公害防止条例</u>	⑧	新規
	<u>阿賀野市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>佐渡市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>魚沼市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>魚沼市生活環境保全条例</u>	⑧	新規
	<u>南魚沼市環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例</u>	⑧	新規
	<u>湯沢町環境基本条例</u>	⑧	新規
	<u>関川村公害防止条例</u>	⑧	新規
長野県	岡谷市公害防止条例	⑧	
	伊那市環境保全条例	⑧	
	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	⑧	
	辰野町公害防止条例	⑧	
	飯島町さわやか環境保全条例	⑧	
	宮田村環境保全条例	⑧	
	小布施町生活環境保全に関する条例	⑧	
	南箕輪村環境の保全に関する条例	⑧	
	多治見市事業の環境影響事前調査等実施要綱	①	新規
	中津川市環境保全条例	⑧	新規
岐阜県	野洲市生活環境を守り育てる条例	①②⑤⑦⑧	
	高島市未来へ誇れる環境保全条例	⑦⑧	
	近江八幡市環境保全に関する条例	⑧	
滋賀県	池田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	箕面市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	泉大津市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	河内長野市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	富田林市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	大阪狭山市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	太子町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	河南町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	千早赤阪村汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	阪南市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱	⑥	
	松原市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	貝塚市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	和泉市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針	⑥	
	<u>熊取町汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針</u>	⑥	新規
	徳島県	勝浦町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	①②⑤⑥⑦
石井町土砂及び再生砕石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例		⑦	
福岡県	大牟田市環境基本条例	⑧	
	小郡市環境保全条例	⑧	
	古賀市環境基本条例	⑧	
	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例	⑧	
	宮若市環境基本条例	⑧	
	嘉麻市環境基本条例	⑧	
	那珂川町環境基本条例	⑧	
	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会要綱	③	
	みやこ町環境保全条例	⑦	
	赤村環境保全条例	⑧	改正
東峰村自然環境保全条例	④⑧		
熊本県	<u>太宰府市環境基本条例</u>	⑧	新規
	南関町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防	⑦	

	止に関する条例		
宮崎県	都城市環境保全条例	⑧	
鹿児島県	<u>始良市環境基本条例</u>	⑧	新規

- ① 法で定める調査契機の他に独自の調査契機を設けている、あるいは、法で定める調査契機に上乘せの基準を設けているもの。
- ② 土壌汚染の有無の判断基準として、法の指定基準以外の独自の基準を設けているもの。
- ③ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの、また、自発的な土壌汚染調査の結果についても自治体に報告させ管理等を行うもの。
- ④ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取り決め等。
- ⑤ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項、あるいは、調査・対策を行うものに関する基準、又は、指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑥ 汚染土壌処理施設に関する基準を設けている、又は指導・監督等の仕組みを設けているもの。
- ⑦ 汚染原因者等に対して、対策の費用を負担させるもの、あるいは、土地所有者に対して土壌汚染の未然防止を図るもの。
- ⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの。

政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、 埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

茨城県	<p>常陸太田市、小美玉市 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例</p> <p>龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、古河市、結城市、下妻市、鹿嶋市、坂東市、神栖市、行方市、銚田市、八千代市、五霞町、境町 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例</p> <p>日立市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>土浦市、石岡市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、常総市、潮来市、筑西市、桜川市、水戸市 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>つくば市 土砂等の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>つくばみらい市 つくばみらい市環境保全条例</p>
栃木県	<p>足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那珂川町、下野市 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p>
群馬県	<p>野木町 うるおいのあるまちづくり条例</p> <p>桐生市 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>板倉町 残土等による土地の埋立て盛土又はたい積行為に関する指導要綱</p> <p>邑楽町、藤岡市 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p>
埼玉県	<p>行田市、狭山市、羽生市、入間市、久喜市、蓮田市、嵐山町、皆野町、杉戸町、横瀬町、小鹿野町 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>秩父市、和光市、桶川市、北本市、幸手市、上尾市、新座市、深谷市 土砂等のたい積の規制に関する条例</p> <p>本庄市、三郷市、越生町、鳩山町、美里町、宮代町 土砂のたい積の規制に関する条例</p> <p>飯能市、加須市、日高市、ときがわ町 環境保全条例</p> <p>東松山市、滑川町 土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例</p>
千葉県	<p>八潮市 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例</p> <p>毛呂山町 土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>佐倉市、神崎町 土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例</p> <p>銚子市、成田市、東金市、八街市 土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例</p> <p>館山市、野田市、鴨川市、鎌ヶ谷市、富里市、南房総市、香取市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町 小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>大網白里町 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例</p> <p>木更津市、茂原市、旭市、習志野市、流山市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、酒々井町、横芝光町、勝浦市 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p>
東京都	<p>我孫子市 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>匝瑳市 土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>山武市 残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例</p> <p>芝山町 残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例</p> <p>鋸南町 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例</p> <p>奥多摩市 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>日の出市 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p> <p>あきる野市 あきる野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p>
神奈川県	<p>秦野市、伊勢原市、大井町 土地の埋立等の規制に関する条例</p> <p>南足柄市、中井町 土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例</p>
新潟県	<p>関川村 関川村公害防止条例</p>
長野県	<p>信濃町 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例</p>
岐阜県	<p>美濃市 住みたいまち美濃市の環境を守る条例</p> <p>中津川市 中津川市埋立て等の規制に関する条例</p> <p>本巣市 本巣市砂利採取事業等に関する指導要綱</p>

静岡県 愛知県	大野町	大野町埋め立て等の規制に関する条例	
	三島市	三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
	みよし市、阿久比町、西尾市	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	犬山市	埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例	
	大口町	地下水の水質保全に関する条例	
	豊明市、刈谷市、長久手市	土砂等の採取及び埋立て等に関する条例	
	日進市	土砂の採取及び埋立てに関する条例	
	東郷町	土質等規制条例	
	美浜町	土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例	
	扶桑町	埋立て等の規制に関する条例	
滋賀県	尾張旭市	土砂等の埋立て等に関する条例	
	南知多町、武豊町	土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	野洲市	野洲市生活環境を守り育てる条例	
	高島市	高島市未来へ誇れる環境保全条例	
	京都府	土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例	
	亀岡市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制並びに土砂採取事業の規制に関する条例	
	八幡市	土砂等による埋立等事業規制に関する条例	
	京田辺市	京丹波町の環境保全等に関する条例	
	京丹波町	砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例	
	城陽市	開発等に関する条例	
大阪府	京丹後市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
	宇治田原町	土砂埋め立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例	
	富田林市	土砂等による埋め立て、盛り土又はたい積行為の規制に関する条例	
	岬町	土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	
	柏原市	土砂埋め立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例	
	河内長野市	生活環境の保全等に関する条例	
	和泉市		
	兵庫県	洲本市、南あわじ市	土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
	奈良県	淡路市	淡路市における残土埋立事業の適正化に関する条例
		宇陀市	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する条例
徳島県		高取町	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
		阿南市	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
		勝浦町	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
		石井町	土砂及び再生採石等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
愛媛県 福岡県		今治市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
		豊前市、吉富町、上毛町	土砂等のたい積の規制に関する条例
		築上町、みやこ町	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
		佐賀市	佐賀市盛土条例
佐賀県 熊本県 大分県	南関町	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
	豊後高田市、宇佐市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	
	杵築市、日出町、姫島村	土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例	
	国東市、中津市	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
鹿児島県	佐伯市	佐伯市埋立て等規制条例	
	志布志市	志布志市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	

6.6 権限を委譲している自治体

地方自治法に基づき、政令市以外の市町村へ法の事務権限を委譲している都道府県及び委譲を受けている市町村を表 6-6 に示す。事務権限を委譲している都道府県は6自治体、委譲を受けている市町村は25自治体であった。

表 6-6 地方自治法に基づき市区町村へ権限を委譲している自治体及び事務権限の委譲を受けている市町村

地方自治法に基づき市町村まで事務の権限を委譲している都道府県	地方自治法に基づき事務権限の委譲を受けている市町村
岩手県	花巻市
	北上市
	宮古市
茨城県	笠間市
	古河市
埼玉県	久喜市
福井県	鯖江市
大阪府	池田市
	箕面市
	豊能町
	能勢町
	松原市
	大阪狭山市
	富田林市
	河内長野市
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
	泉大津市
	忠岡町
	和泉市
	貝塚市
阪南市	
熊取町	
岡山県	新見市

6.7 基金・補助融資制度等

1) 土壌汚染対策基金に係る要綱等の策定状況

土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等の策定状況を表 6-7 に示す。

表 6-7 土壌汚染対策基金に係る助成のための要綱等

自治体名	要綱等名称	策定年度
さいたま市	さいたま市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 19 年度
岐阜市	岐阜市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 25 年度
一宮市	一宮市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 23 年度
大阪市	大阪市土壌汚染対策事業助成金交付要綱	平成 18 年度

2) 補助融資制度の保有状況

各自治体における補助融資制度の保有状況等を表 6-8 から表 6-12 に示す。25 自治体が、補助や融資制度を有していた。

表 6-8 補助融資制度の有無

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
補助融資制度を有している	39	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25
補助融資制度はない	107	110	110	111	120	120	122	123	122	127	132
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157

表 6-9 補助融資制度の利用有無

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
制度が利用されたことがある	—	0	0	2	2	2	2	3	3	2	2
制度が利用されたことはない	—	37	37	35	31	32	31	29	30	27	23
回答自治体数	—	37	37	37	33	34	33	32	33	29	25

表 6-10 補助融資制度の財政的支援の対象

(複数回答有)

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
①土壌汚染の調査	—	12	13	14	15	15	14	13	14	13	11
②土壌汚染対策	—	21	18	23	25	26	25	23	25	22	21
③モニタリング	—	4	4	5	6	7	6	6	7	7	8
④その他	—	6	8	7	7	10	10	11	9	8	6
合計	—	43	43	49	53	58	55	53	55	50	46

都道府県・政令市が定めている補助・融資制度
(下線部分は今回の調査で新規に報告があったもの)

北海道	中小企業総合振興資金	
宮城県	中小企業融資制度（環境安全管理対策資金）	
福島県	福島県環境創造資金融資制度	
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度	改正
群馬県	<u>群馬県環境生活保全創造資金融資</u>	新規
埼玉県	環境みらい資金貸付制度	
東京都	産業力強化融資（チャレンジ）	
神奈川県	中小企業制度融資－フロンティア資金	
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度	
石川県	石川県環境保全資金融資制度	
愛知県	環境対策資金融資制度	
三重県	三重県中小企業融資制度（環境保全資金）	
愛媛県	愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度	
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	
仙台市	地域産業活性化融資（環境保全促進資金）	
高崎市	環境改善資金融資制度	
船橋市	船橋市中小企業融資制度	
柏市	柏市中小企業資金融資制度	
横浜市	横浜市中小企業金融制度	
川崎市	土壌汚染対策資金融資	
平塚市	平塚市中小企業融資制度	
金沢市	金沢市産業振興資金	
長野市	長野市中小企業振興資金融資制度	
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	
豊田市	豊田市環境保全設備等整備資金融資あっせん及び利子補給制度	改正
福山市	福山市環境保全資金融資制度	
福岡市	福岡市商工資金融資制度	

表 6-11 補助融資制度の制定・改正予定

	都道府県・政令市の数										
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
①具体的に検討している	2	0	1	3	2	2	0	2	0	0	1
②具体的予定はないが必要である	29	31	40	40	39	37	36	34	33	30	24
③現在は必要ない	115	116	106	105	112	115	119	119	122	126	132
回答自治体数	146	147	147	148	153	154	155	155	155	156	157

表 6-12 補助融資制度の必要性に関する主な理由・背景

自治体名	補助融資制度の制定・改正を「①具体的に検討している」もしくは「②具体的予定はないが必要である」と回答した理由・背景
青森県	現時点では、制度の制定等は検討していないが、今後、土地所有者等に土壤汚染状況調査の費用等を支払う能力がないケースも想定されることから、必要性は感じる。
富山県	現在、具体的な事例がないため融資制度の制定等は検討していないが、今後、調査事例の増加により土壤汚染事例も増えることが想定される。これに伴い、土地所有者等による措置の件数も増えると想定されることから、措置の速やかな実施のためには融資制度の必要性も高まると考えられる。
愛知県	環境対策資金の融資実績が近年低迷しており、財政当局から「産業労働部の融資制度に統合すること」との意見が出されていたため、平成 26 年 4 月 1 日付けで、本県産業労働部の融資制度に統合された。
滋賀県	具体的な事案が生じたときに対策を円滑に進めるために必要。
鳥取県	申請があった場合に、即時対応出来るようにするため。
広島県	個人経営者が土壤汚染状況調査や、要措置区域に指定された場合の措置を行う際に、金銭的な事情により、調査等が進まないケースがあるため。
大分県	小規模な事業場などは調査にかかる費用負担が大きいと考えられるため。
沖縄県	土壤汚染対策法第 4 条に基づく届出制度の創設により汚染のおそれの把握の機会が増えたことから、土壤汚染状況調査命令件数も増えることが予想され、その際、土地所有者（個人）等において、調査に関する費用が負担となることが想定されるため。
札幌市	事業者と土地所有者が異なる場合、汚染調査及び汚染対策を土地所有者が行うには、金銭的に過大な負担となるケースの発生が今後、起こりうるため。
八戸市	法第 4 条届出の件数も増加しており、今後、基金の活用が想定されるため。
盛岡市	現時点で事例はないが、汚染原因者が特定されている場合や負担能力の基準等、条件に該当しなければ土壤汚染対策基金制度の対象とならないため、土地所有者等が対策を実施する際に補助が必要な事例が出てくることが考えられる。
松戸市	法第 3 条に基づく調査契機として、小規模の工場・事業場における経営の破綻や事業者の死亡による事業の廃止等が予想される。この場合、経済的理由や相続手続きの長期化により、調査が速やかに実施されず、ブラウンフィールドが発生する恐れがあるため。ただし、調査補助・融資制度等の実施については、調査義務を所有者と特定施設設置者のどちらが負うかによって、補助・融資制度等に伴う便益が異なるため公的な資源を投入することは、現段階においては、疑義も大きいと考えられる。
町田市	廃止時点で調査対策のための十分な資金が無い事業者・土地の所有者が出てくることが想定されるため。
横須賀市	個人事業主などの零細企業の場合、土壤調査の資金すら捻出できない事業者もある。まして、汚染の措置はさらに費用がかさむものであり、手がつけれないまま残ってしまうことも大いに想定されるため。
厚木市	現状では事例がないが、個人経営のクリーニング店などが本市にも複数存在しており、要措置区域と判断された場合、対応が困難と想定できる案件が少なからず存在するため。被害防止のために必要になってくる制度ではあると思うが、予算化等が難しく、具体的な予定については全くめどが立たない。
甲府市	これまで補助融資が必要な案件は発生していないが、措置が実施される土地が散見されるようになってきたことから、補助融資が必要な案件が出てくることが予想されるため。土壤汚染に対して措置が実施される土地が散見されるようになってきたが、補助融資が必要な案件は発生していない。

名古屋市	現行制度では施設の設置を伴う対策に限られているが、例えば掘削除去等、対象範囲を拡げることによって制度の利用を促したい。
京都市	将来、汚染原因者が不在又は費用負担能力がない土地の所有者等に対する補助融資制度が必要になる可能性が高いため。
吹田市	補助融資制度を制定することで、土地所有者等へ法の運用が円滑に進められ、人の健康に係る被害の防止になると考えられるため。
奈良市	今後、土壌汚染や法に基づく土壌汚染状況調査等の事例が多くなると考えられ、土地所有者に調査の費用負担能力がない場合等が考えられるため。
倉敷市	現に有害物質を使用している、又は法第3条ただし書きにより調査義務の一時免除を行なっている事業所が多数あり、廃業後、調査実施で汚染が発覚した場合、処理に係る費用を負担できないと思われる中小企業や零細企業が存在するため。
呉市	過去に必要なであったことはないが、今後、土地所有者が調査等の費用負担能力のない事例が想定されるため。
鹿児島市	零細企業や個人経営による有害物質使用特定施設が廃止された場合、調査等の費用負担能力があるとは限らないため。

3) 基金等の状況

汚染原因者が不在又は費用負担能力がない場合に、土壌汚染の調査や回復対策に利用できる基金等の保有状況を表 6-13 に、基金の名称を表 6-14 に示す。また、基金等を保有していない回答のうち、「必要性について判断できない」が 90 自治体で最も多く、次いで「現在検討も行っていないが、必要である」が 53 自治体であった。

表 6-13 基金等の保有状況

	都道府県・政令市の数											
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
①ある	1	1	2	2	3	3	3	3	2	2	3	
②ない（現在のところ特にないが、検討を行っている）	0	0	2	2	3	3	2	2	1	1	0	
③ない（現在検討も行っていないが、必要である）	54	57	64	59	54	55	54	58	54	55	53	
④ない（必要性について判断できない）	82	79	70	75	79	80	80	78	84	88	90	
⑤ない（その他）	9	10	9	10	12	13	16	14	14	10	11	
回答自治体数	146	147	147	148	151	154	155	155	155	156	157	

表 6-14 保有している基金の名称

自治体名	基金の名称等「①基金等がある」の内容
千葉県	「ちば環境再生基金」 同基金は不法投棄対策等への支援として「負の遺産対策事業」への助成を行うものである。廃棄物の撤去など、汚染現場の原状回復を行う際に利用することができる。
岐阜県	「岐阜県環境浄化機材貸出要領」 揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の除去を適切かつ円滑に実施するため、浄化のための資力がないと認められる中小企業等に対し、県が環境浄化機材の貸出を行うもの。
八王子市	「土壌調査委託費（市費）」 地権者等に替わり本市が全て調査を実施するための費用。係った調査の費用負担については、別途地権者等と協議とし、調査を行うことを優先としている。